

**社会福祉法人春風会 プレーゲおおひと利用料金目安表（H27.08現在）**

**★地域密着型介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）**

**1割負担**

【お部屋は、全室個室となります】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金 (利用者負担1割)	6,250円 (625円)	6,910円 (691円)	7,620円 (762円)	8,280円 (828円)	8,940円 (894円)
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">介護職員処遇改善加算（利用者負担1割）</div> 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇改善が実施されているため基本料金に各種加算減算を加えた 総介護保険適応個人負担数に5.9%を乗じた数が加算されます。					
看護体制加算 (利用者負担1割)	120円 (12円)				
居住費（全額自己負担） (介護保険給付対象外)	1日 1,970円 ※（注1）				
食費（全額自己負担） (介護保険給付対象外)	1日 1,380円 ※（注2）				
利用者負担合計 (1日あたり)	4,025円	4,094円	4,170円	4,240円	4,309円
利用者負担合計 (30日間)	122,750円	122,820円	125,100円	127,200円	129,270円

※利用料金は、ご契約者様の要介護度（要介護1～5）や負担割合（1割または2割）に応じて異なりますので、介護保険証や介護保険負担割合証をご確認ください。

※（注1）（注2）は、介護保険適用外のため、全額自己負担となります。但し、所得に応じて減額になる場合もありますのでご確認ください。

☆ 外泊をされた場合、1ヶ月に6日を限度として、福祉施設外泊時費用加算として1日2,460円（自己負担額246円）が加算されます。

その場合の基本料金はかかりません。

☆ 1回の外泊が2つの月をまたがる場合、連続して最大12日の福祉施設外泊時費用加算として、1日2,460円（自己負担額246円）が加算されます。

その場合の基本料金はかかりません。

☆ 外泊の初日及び最終日（帰園日）は、通常の基本料金を算定します。したがって1泊2日の外泊時には通常の基本料金の算定がなされます。

なお、外泊中・入院中の居住費は算定されます。

☆ 入居された日から1ヶ月間につき、初期加算1日300円（自己負担額30円）が算定されます。病院や診療所等に30日を超えて入院後、再び入居される場合も算定されます。

☆ 看取り介護加算・・・医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し、入居者又はその家族等の同意を得て看取り介護に関する計画を作成し、医師、看護師、介護職員等が共同して本人又は家族への説明を行い、同意を得て看取りが行われた場合（当該施設またはその居宅で死亡した場合）は、死亡日以前30日を限度として以下の通り加算されます。

- ・ 死亡日以前4~30日・・・1, 440 (自己負担額144円)
- ・ 死亡日の前日、前々日・・・6, 800円 (自己負担額680円)
- ・ 死 亡 日・・・12, 800円 (自己負担額1, 280円)

### 介護保険の給付対象とならないサービス利用料金

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者負担となります。(利用した時のみ請求します。)

- ① 理・美容代 1回 実費
- ② レクリエーション、クラブ活動  
利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動、遠足等に参加した場合の材料代・入場料金等の実費。
- ③ 日常生活上必要となる諸費用  
利用者の意向により、日常生活用品等購入を代行した場合、その購入にかかった実費。
- ④ 特別な食材及び飲料費  
利用者の希望により提供する特別食にかかる実費。
- ⑤ 金銭管理委託費  
利用者の希望により、預金通帳・印鑑・年金証書等をお預りし、各種保険料等のお支払い代行を行います。(任意契約：1ヶ月 1,000円)
- ⑥ 喫茶利用費  
飲食には利用費として、1品につき100円がかかります。
- ⑦ おやつ代  
希望により、おやつを食した場合は、1日につき50円がかかります。
- ⑧ 死亡に伴う処置費  
当施設において死亡されて代理人または、ご家族の希望のあった場合は、死後の処置一式を行わせていただきます。処置費一式15,000円(処置代11,500円・浴衣代3,500円)

### 2割負担

【お部屋は、全室個室となります】

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金 (利用者負担2割)	6,250円 (1,250円)	6,910円 (1,382円)	7,620円 (1,524円)	8,280円 (1,656円)	8,940円 (1,788円)
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">介護職員処遇改善加算 (利用者負担2割)</div> 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇改善が実施されているため基本料金に各種加算減算を加えた 総介護保険適応個人負担数に5.9%を乗じた数が加算されます。					
看護体制加算 (利用者負担2割)	120円 (24円)				
居住費(全額自己負担) (介護保険給付対象外)	1日 1,970円 ※(注1)				
食費(全額自己負担) (介護保険給付対象外)	1日 1,380円 ※(注2)				

利用者負担合計 (1日あたり)	4,774円	4,922円	5,080円	5,228円	5,376円
利用者負担合計 (30日間)	143,220円	147,660円	152,400円	156,840円	161,280円

※利用料金は、ご契約者様の要介護度（要介護1～5）や負担割合（1割または2割）に応じて異なりますので、介護保険証や介護保険負担割合証をご確認ください。

※（注1）（注2）は、介護保険適用外のため、全額自己負担となります。但し、所得に応じて減額になる場合もありますのでご確認ください。

☆ 外泊をされた場合、1ヶ月に6日を限度として、福祉施設外泊時費用加算として1日2,460円（自己負担額492円）が加算されます。

その場合の基本料金はかかりません。

☆ 1回の外泊が2つの月をまたがる場合、連続して最大12日の福祉施設外泊時費用加算として、1日2,460円（自己負担額492円）が加算されます。

その場合の基本料金はかかりません。

☆ 外泊の初日及び最終日（帰園日）は、通常の基本料金を算定します。したがって1泊2日の外泊時には通常の基本料金の算定がなされます。

なお、外泊中・入院中の居住費は算定されます。

☆ 入居された日から1ヶ月間につき、初期加算1日300円（自己負担額60円）が算定されます。病院や診療所等に30日を超えて入院後、再び入居される場合も算定されます。

☆ 看取り介護加算・・・医師が一般に認められている医学的知見に基づき回復の見込みがないと診断し、入居者又はその家族等の同意を得て看取り介護に関する計画を作成し、医師、看護師、介護職員等が共同して本人又は家族への説明を行い、同意を得て看取りが行われた場合（当該施設またはその居宅で死亡した場合）は、死亡日以前30日を限度として以下の通り加算されます。

- ・ 死亡日以前4～30日・・・1,440円（自己負担額288円）
- ・ 死亡日の前日、前々日・・・6,800円（自己負担額1,360円）
- ・ 死亡日・・・12,800円（自己負担額2,560円）

#### 介護保険の給付対象とならないサービス利用料金

以下のサービスは、利用料金の全額が利用者負担となります。（利用した時のみ請求します。）

- ① 理・美容代 1回 実費
- ② レクリエーション、クラブ活動  
利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動、遠足等に参加した場合の材料代・入場料金等の実費。
- ③ 日常生活上必要となる諸費用  
利用者の意向により、日常生活用品等購入を代行した場合、その購入にかかった実費。
- ④ 特別な食材及び飲料費  
利用者の希望により提供する特別食にかかる実費。
- ⑤ 金銭管理委託費

利用者の希望により、預金通帳・印鑑・年金証書等をお預りし、各種保険料等のお支払い代行を行います。（任意契約：1ヶ月 1,000円）

⑦ 喫茶利用費

飲食には利用費として、1品につき100円がかかります。

⑨ おやつ代

希望により、おやつを食した場合は、1日につき50円がかかります。

⑩ 死亡に伴う処置費

当施設において死亡されて代理人または、ご家族の希望のあった場合は、死後の処置一式を行わせていただきます。処置費一式15,000円（処置代11,500円・浴衣代3,500円）

★短期入所生活介護事業所（ショートステイ）

【短期入所生活介護・全室ユニット型個室】（1割負担・1日あたり）

※利用料金は、ご契約者様の要介護度（要介護1～5）や負担割合（1割または2割）に応じて異なりますので、介護保険証や介護保険負担割合証をご確認ください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金 (利用者負担1割)	6,770円 (677円)	7,430円 (743円)	8,140円 (814円)	8,800円 (880円)	9,460円 (946円)
<div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">介護職員処遇改善加算（利用者負担1割）</div> 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇改善が実施されているため基本料金に各種加算減算を加えた総介護保険適応個人負担額に5.9%を乗じた数が加算されます。					
滞在費 (介護保険給付対象外)	1,970円（注1）				
食費 (介護保険給付対象外)	朝食：280円 昼食：600円 夕食：500円（注2・3）				
1日あたりの 利用者負担合計 (注4)	4,067円	4,137円	4,212円	4,230円	4,296円

☆ 地域区分が「その他」であるため、1単位＝10円での計算となります。

☆ 送迎を希望された場合は、片道1,840円（自己負担額は184円）が加算されます。

☆ 滞在費、食費は、市町村民税世帯非課税者等は、利用者負担の軽減措置により減額されます。

☆（注1）（注2）は、介護保険給付対象外ですが、所得に応じて減額される場合もあります。

☆（注3）食費は、お召し上がりになった食事回数分をいただきます。

☆（注4）利用者負担合計は、目安の為利用状況により減額されます。

## 【介護予防短期入所・全室ユニット型個室】（1割負担・1日あたり）

	要支援1	要支援2
基本料金 (利用者負担1割)	5,080円 (508円)	6,310円 (631円)
<b>介護職員処遇改善加算（利用者負担1割）</b> 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇改善が実施されているため基本料金の各種加算減算を加えた総介護保険適応個人負担額に5.9%を乗じた数が加算されます。		
滞在費 (介護保険給付対象外)	1,970円（注1）	
食費 (介護保険給付対象外)	朝食：280円 昼食：600円 夕食：500円 （注2・3）	
1日あたりの利用者負担合計 (注4)	3,888円	4,018円

- ☆送迎を希望された場合、片道1,840円（自己負担額は184円）が加算されます。
- ☆滞在費、食費は、市町村民税世帯非課税者等は、利用者負担の軽減措置により減額されます。
- ☆（注1）（注2）は、介護保険適用外ですが所得に応じて減額される場合もあります。
- ☆（注3）食費は、お召し上がりになった食事回数分をいただきます。
- ☆（注4）合計負担額の目安の為、利用状況により減額となります。
- ☆地域区分が「その他」であるため、1単位＝10円での計算となります。

### （2）介護保険の給付対象とならないサービス利用料金

以下のサービスは、利用料金の金額が利用者負担となります。（利用した時のみ請求します）

- ① レクリエーション、クラブ活動  
利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動、遠足に参加した場合の材料代・入場料金等の実費
- ② 日常生活上必要となる諸費用  
利用者の意向により、日常生活用品等購入を代行した場合、その購入にかかった実費
- ③ 特別な食材及び飲料費  
利用者の希望により提供する特別食にかかる実費
- ④ 喫茶利用費  
飲食には利用費として、1品につき100円がかかります。（利用した場合のみ）
- ⑤ おやつ代  
おやつを希望される方は、1食につき50円がかかります。（利用した場合のみ）

## 【短期入所生活介護・全室ユニット型個室】（2割負担・1日あたり）

※利用料金は、ご契約者様の要介護度（要介護1～5）や負担割合（1割または2割）に応じて異なりますので、介護保険証や介護保険負担割合証をご確認ください。

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金 (利用者負担1割)	6,770円 (1,354円)	7,430円 (1,486円)	8,140円 (1,628円)	8,800円 (1,760円)	9,460円 (1,892円)
<b>介護職員処遇改善加算（利用者負担2割）</b> 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇改善が実施されているため基本料金の各種加算減算を加えた総介護保険適応個人負担額に5.9%を乗じた数が加算されます。					
滞在費 (介護保険給付対象外)	1,970円（注1）				
食費 (介護保険給付対象外)	朝食：280円 昼食：600円 夕食：500円（注2・3）				
1日あたりの利用者負担合計 (注4)	4,864円	5,012円	5,170円	5,318円	5,466円

- ☆ 地域区分が「その他」であるため、1単位＝10円での計算となります。
- ☆ 送迎を希望された場合は、片道1,840円（自己負担額は368円）が加算されます。
- ☆ 滞在費、食費は、市町村民税世帯非課税者等は、利用者負担の軽減措置により減額されます。
- ☆（注1）（注2）は、介護保険給付対象外ですが、所得に応じて減額される場合もあります。
- ☆（注3）食費は、お召し上がりになった食事回数分をいただきます。
- ☆（注4）利用者負担合計は、目安の為利用状況により減額されます。

## 【介護予防短期入所・全室ユニット型個室】（2割負担・1日あたり）

	要支援1	要支援2
基本料金 (利用者負担1割)	5,080円 (1,016円)	6,310円 (1,262円)
<b>介護職員処遇改善加算（利用者負担2割）</b> 介護職員処遇改善加算は、介護職員の処遇改善が実施されているため基本料金の各種加算減算を加えた総介護保険適応個人負担額に5.9%を乗じた数が加算されます。		
滞在費 (介護保険給付対象外)	1,970円（注1）	
食費 (介護保険給付対象外)	朝食：280円 昼食：600円 夕食：500円 （注2・3）	

- ☆送迎を希望された場合、片道1,840円（自己負担額は368円）が加算されます。
- ☆滞在費、食費は、市町村民税世帯非課税者等は、利用者負担の軽減措置により減額されます。
- ☆（注1）（注2）は、介護保険適用外ですが所得に応じて減額される場合もあります。
- ☆（注3）食費は、お召し上がりになった食事回数分をいただきます。
- ☆（注4）合計負担額の目安の為、利用状

1日あたりの 利用者負担合計 (注4)	3,888円	4,018円
---------------------------	--------	--------

況により減額となります。  
 ☆地域区分が「その他」であるため、  
 1単位＝10円での計算となります。

## (2) 介護保険の給付対象とならないサービス利用料金

以下のサービスは、利用料金の金額が利用者負担となります。(利用した時のみ請求します)

- ① レクリエーション、クラブ活動  
 利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動、遠足に参加した場合の材料代・入場料金等の実費
- ② 日常生活上必要となる諸費用  
 利用者の意向により、日常生活用品等購入を代行した場合、その購入にかかった実費
- ③ 特別な食材及び飲料費  
 利用者の希望により提供する特別食にかかる実費
- ④ 喫茶利用費  
 飲食には利用費として、1品につき100円がかかります。(利用した場合のみ)
- ⑤ おやつ代  
 おやつを希望される方は、1食につき50円がかかります。(利用した場合のみ)

## ★通所介護事業所(デイサービスセンター)

**通所介護**…要介護認定において要介護1～5と認定を受けた方が対象です。

### (1) サービス利用料金

下記の料金表によって、ご契約者の要介護度に応じたサービス利用料金(自己負担分)をお支払いください。(サービスの利用料金は、ご契約者の要介護度に応じて異なります。)

## ○ 通所介護

(1回あたり)(単位:円)

	要介護度1	要介護度2	要介護度3	要介護度4	要介護度5
利用料金	6,560	7,750	8,980	10,210	11,440
自己負担額(1割)	656	775	898	1,021	1,144
自己負担額(2割)	1,312	1,550	1,796	2,042	2,288

## ○ 通所介護加算料金

	利用料金	自己負担額 (1割)	自己負担額 (2割)	備考欄
入浴介助加算	500円/日	50円/日	100円/日	入浴介助を行なった場合に加算されま す
口腔機能向上加算	1,500円/ 回	150円/回	300円/ 回	口腔機能の向上を目的としてサービス を実施 した場合に加算されます。(月2回限度)
介護職員処遇改善加算	基本料金に各種加算を加えた金額に、4.0%を乗じた金額となります。			
食費	600円/日	600円/ 日		保険給付対象外のため全額自己負担です。
時間延長サービス費 (サービス提供時間外 の場合)	1時間につき 1,000円	1,000 円		サービス提供時間外の場合に加算されます。 保険給付対象外のため全額自己負担です。

☆ ご契約者がまだ要介護認定を受けてない場合には、サービス料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)また、居宅サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

### (2) 介護保険の給付対象とならないサービス

○以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

#### ① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担になります。

#### ② レクリエーション費用

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

#### ③ 付添人の利用料

利用料金：食事代(昼食代) 600円/1食

特別な食材及び飲料 料金：実費

**介護予防通所介護**…要介護認定において要支援1・2と認定を受けた方が対象です。

### (1) サービス利用料金

下記の料金表によって、サービス利用料金(自己負担分)をお支払いください。

介護予防通所介護サービスの利用料金は、月額制となります。介護給付対象サービスと異なり、週1回もしくは2回の利用について(月4回から8回)下記の金額が定額利用料としてかかります。



○ 介護予防通所介護 (1回あたり) (単位:円)

	要支援1	要支援2	介護予防通所介護サービスの利用料金は、月額料金設定となります。 原則として要支援1の方は週2回程度、要支援2の方は、週3回程度の利用です。 上記の回数以上利用する際は都度、別紙にてご説明致します。
利用料金(月額)	16,470	33,770	
自己負担額(1割)	1,647	3,377	
自己負担額(2割)	3,294	6,754	

○ 介護予防通所介護加算料金

	金額 (月額)	自己負担額 (1割)	加算対象者
口腔機能向上加算	1,500円/月	150円/月	口腔機能の向上を目的としてサービスを実施した場合に加算されます。
介護職員処遇改善加算	基本料金に各種加算を加えた金額に、4.0%を乗じた金額となります。		
食費	600円/日		保険給付対象外のため全額自己負担です

\* 介護予防通所介護は、時間延長サービスを実施していません。

☆ ご契約者がまだ要支援認定を受けてない場合には、サービス料金の全額をいったんお支払いいただきます。要支援又は要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます。(償還払い)また、介護予防サービス計画が作成されていない場合も償還払いとなります。償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス

○ 以下のサービスは、利用料金の金額がご契約者の負担となります。

① 介護保険給付の支給限度額を超えるサービス

介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用される場合は、サービス利用料金の全額がご契約者の負担になります。

② レクリエーション費用

ご契約者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金 : 材料代等の実費をいただきます。

③ 付添人の利用料

利用料金 : 食事代(昼食代) 600円/1食

特別な食材及び飲料料金 : 実費

## 利用料

(1) 第1号通所介護相当サービスの利用料・・・基本部分、加算、減算の合計の額となります。

### 【基本部分：通所介護相当サービス】

利用者の 要介護度	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
事業対象者 要支援1	16,470円	1,647円	3,294円
要支援2	33,770円	3,377円	6,754円

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

### 【加算：通所介護相当サービス】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。 単位：円

加算の種類	加算の要件（概要）		加算額		
			基本利用料	利用者負担 (1割)	利用者負担 (2割)
口腔機能向上	口腔機能の向上を目的としてサービスを実施した場合に加算されます。	要支援 1・2	1500円	150円	300円
介護職員 処遇改善加算 I	介護職員処遇改善の為に基本料金と加算額の合計に4.0%をかけた金額が加算				

### (2) その他の費用

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき昼食600円の食費をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

**通所型サービスA（1日型）****【基本部分】**

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
事業対象者 要支援1	13,180円	1,318円	2,636円
要支援2	27,020円	2,702円	5,404円

**【加算】**

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。 単位：円

加算の種類	加算の要件（概要）	加算額		
		基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
口腔機能向上	口腔機能の向上を目的としてサービスを実施した場合に加算されます。 要支援1・2	1500円	150円	300円

**【その他の費用】**

食費	食事の提供を受けた場合、1回につき昼食600円の食費をいただきます。
入浴料	入浴の提供を受けた場合、1回につき200円の入浴料をいただきます。
その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。

**通所型サービスA（短時間型）****【基本部分】**

利用者の要介護度	基本利用料	利用者負担(1割)	利用者負担(2割)
事業対象者 要支援1	9,890円	989円	1,978円
要支援2	2,0270円	2,027円	4,054円

**【その他の費用】**

その他	上記以外の日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの（利用者の希望によって提供する日常生活上必要な身の回り品など）について、費用の実費をいただきます。
-----	--

## 5. 利用料の支払い及びサービスの利用中止・変更・追加について

### (1) 利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、次のとおりお支払いください。

1ヶ月毎に計算し、ご請求しますので、翌月28日までに以下のいずれかの方法でお支払いください。

#### ア. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できる金融機関：都市銀行、地方銀行、信用金庫、郵便局、JA

※当事業所は、金融機関口座からの自動引き落としをスルガ銀行代行サービスに依頼しております。（手数料は事業所負担となっております。）

#### イ. 事業所への持参払い

### (2) 利用中止、変更、追加（契約書第8条参照）

○利用予定日の前日にご契約者の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは新たなサービスの利用を追加することができます。この場合、利用予定日の前日までに事業所に申し出てください。

○利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用中止の申し出をされた場合、取り消し料として下記料金をお支払いいただく場合があります。

○但し、ご契約者の体調不良等正当な理由がある場合は、この限りではありません。

利用予定日の前日までに申し出があった場合	無 料
利用予定日の前日までに申し出がなかった場合	当日の利用料金の10%（自己負担相当額）

○ サービス利用の変更・追加の申し出に対して、事業所の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能期間又は日時を契約者に提示して協議します。

## ★訪問介護事業所（ホームヘルプサービス）

### (1) 訪問介護

	サービスに要する時間	20分未満	20分以上 30分未満	30分以上 1時間未満	1時間以上 1時間30分 未満	以 降 30分増す ごとに
身体 介護	利用料金 (利用者負担1割)	1,650 円	2,450 円	3,880 円	5,640円 (564円)	800円 (80円)
	(利用者負担2割)	(165円) (330円)	(245円) (490円)	(388円) (776円)	(1128円)	(160円)
	特定事業所加算 (I)	利用料金の20%を加算				
	利用者負担1割合 計	198円	294円	466円	677円	96円
利用者負担2割合 計	396円	588円	932円	1354円	192円	

生活 援助	サービスに 要する時間		20分以上 45分未満	45分以上	
	利用料金 (利用者負担1 割) (利用者負担2 割)		1,830 円 (183円) (366円)	2,250 円 (225円) (450円)	
	特定事業所加算 (I)		利用料金の20%を加算		
	利用者負担1割合 計 利用者負担1割合 計		220円 440円	270円 540円	

※ 身体介護が中心である訪問介護を行なった後に、引き続き所要時間20分以上の生活援助が中心である訪問介護行なった時の料金は、上記料金表の身体介護の料金に次の料金を加えたものとなります。

- ・ 身体介護中心型に引き続いて行なう生活援助中心型の訪問介護の所要時間が  
20分以上 45分未満の場合      670円 (利用者1割負担は80円・2割負担は160円)  
45分以上 70分未満の場合      1,340円 (利用者1割負担は161円・2割負担は322円)  
70分以上の場合                  2,010円 (利用者1割負担は241円・2割負担は402円)

※ <介護職員処遇改善加算>

支給限度額管理の対象外の算定項目。

介護職員処遇改善加算 (I) 1月につき 所定単位数×86/1000

※ <初回加算>

新規利用者又は過去2か月利用の無かった利用者に対してサービス提供責任者が初回もしくは初回訪問の属する月に、自ら訪問を行った場合又は同行訪問した場合。…2,000円/月 (利用者1割負担は200円/月・2割負担は400円/月)

※ <緊急時訪問介護加算>

居宅サービス計画にない訪問介護 (身体介護) を利用者・家族から要請を受け24時間以内に必要と認められたサービス提供を行った場合。…1,000円/回 (利用者1割負担は100円/回・2割負担は200円/回)

※ 平常の時間帯 (午前8時から午後6時) 以外の時間帯でサービスを行う場合には、次の割合で利用料金に割増料金が加算されます。割増料金は介護保険の支給限度額の範囲内であれば、介護保険給付の対象となります。

- 夜間 (午後6時から午後10時まで)      25%加算
- 早朝 (午前6時から午前8時まで)      25%加算
- 深夜 (午後10時から午前6時まで)      50%加算

※ 2人の訪問介護員が共同でサービスを提供する必要がある場合は、ご契約者の同意の上で、通常料金の2倍の料金を頂きます。

※ 当事業所は、訪問介護員の質の確保や活動環境の整備を図るとともに、要介護状態が中重度の方への対応を重点的に行っている事業所として「特定事業所加算」を受けています。そのため、介護保険給付について通常の基準より20%増しの料金設定となっており、利用者負担に関してもその分を反映することとされています。従って、加算を受けていない事業所に比べて20%増しの利用料金となっております。

(2) 介護予防訪問介護

(1ヵ月あたり)

	要支援1	要支援2	備 考
介護予防訪問介護 (Ⅰ) (利用者負担1割) (利用者負担2割)	11,680円 (月額) (1,168円) (2,336円)		週1回程度の利用が必要な場合
介護予防訪問介護 (Ⅱ) (利用者負担1割) (利用者負担2割)	23,350円 (月額) (2,335円) (4,670円)		週2回程度の利用が必要な場合
介護予防訪問介護 (Ⅲ) (利用者負担1割) (利用者負担2割)		37,040円 (月額) (3,704円) (7,408円)	介護予防訪問介護 (Ⅱ) を超える 利用が必要な場合かつ要支援2の 場合

※ 利用料金は1ヶ月ごとの定額制です。介護予防サービス計画において位置付けられた支給区分によって上記料金表のとおりとなります。

※ <介護職員処遇改善加算>

支給限度額管理の対象外の算定項目。

介護職員処遇改善加算 (Ⅰ) 1月につき 所定単位数 × 86/1000

※ <初回加算>

新規利用者又は過去2か月利用の無かった利用者に対してサービス提供責任者が初回もしくは初回訪問の属する月に、自ら訪問を行った場合又は同行訪問した場合。…2,000円/月 (利用者1割負担は200円/月・2割負担は400円/月)

※ 契約者の体調不良や状態の改善等により、介護予防訪問介護計画に定めた期日よりも利用が少なかった場合、又は介護予防訪問介護計画に定めた期日よりも多かった場合であっても、日割りでの割引又は増額はしません。

※ 月ごとの定額制となっているため、月の途中から利用を開始したり、月の途中で終了した場合であっても、以下に該当する場合を除いては、原則として日割り計算は行ないません。

- ① 月途中で要介護から要支援に変更となった場合
- ② 月途中で要支援から要介護に変更となった場合
- ③ 同一保険者管内での転居等により事業所を変更した場合

※ 月途中で要支援度が変わった場合には、日割り計算により、それぞれの単価に基づいて利用料を計算します。